

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究

<実施主体名>

株式会社 HITOTOWA

1. 事業実施目的

平成28年の児童福祉法改正、平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」策定を経て、令和元年には民法等の一部を改正する法律が成立し、特別養子縁組制度の利用促進が図られた。しかし、支援体制の構築や制度改正への対応、職員の支援ノウハウの蓄積等について課題を抱える児童相談所は少なくない。民間あっせん機関においても支援対象や支援方法の特色が機関ごとに異なるほか、当事者の視点からは縁組成立後支援等の拡充が求められるなど、制度活用を後押しするための支援の強化が必要とされている。

そのため、本調査研究では、相談対応から縁組成立後支援までの課題を俯瞰的に把握した上で、支援機関の体制整備にかかる実態及び課題を明らかにするとともに、当事者の支援ニーズを調査・分析することを通じて、特別養子縁組推進のための環境整備に資することを目的とした。

2. 事業概要

- (1) 検討委員会の設置: 7名の有識者からなる検討委員会を5回開催した。調査研究の実施方針及び内容の検討、報告書のとりまとめ等について専門的助言を受けた。
- (2) 文献調査: 先行研究を体系的に収集・整理するために、直近10年間に発行された特別養子縁組制度や当事者に関する研究論文等を収集し主な課題を抽出した。
- (3) 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査: 児童相談所及び民間あっせん機関の取り組み実態と課題を把握するために、児童相談所(悉皆、229箇所)及び民間あっせん機関(悉皆、23箇所)を対象にアンケート調査を実施した。回収率は、児童相談所74.7%、民間あっせん機関69.6%だった。
- (4) 児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査: 相談支援から成立後支援の各段階や体制整備に関し参考となる取り組みを収集するために、インタビュー調査を実施した。対象は、児童相談所5機関、民間あっせん機関3機関の合計8機関とした。
- (5) 養子縁組当事者団体インタビュー調査: 養子縁組に関する支援の充実に向けて、当事者団体の活動状況や課題を明らかにするために当事者団体2団体(養子・養親それぞれが中心となって活動している団体)にインタビュー調査を実施した。
- (6) 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査: 養子縁組当事者の視点で望ましい支援のあり方を検討するために18歳以上の養子・養親にアンケート調査を行った。回答数は養子19件(回答率10.7%)、養親28件(回答率20.9%)だった。

3. 事業実施結果

本調査研究の結果から、特別養子縁組の支援プロセス及び体制整備に関する主な課題と当事者ニーズ、今後必要だと考えられる取り組みを整理した。各機関で今後の対応方策の参考となるよう「特別養子縁組推進のための主な課題への対応策(案)と取り組み事例」を成果物としてまとめた。